

生活保護法と返還金の調整の概要

平成28年7月20日
指定都市市長会

1. 提案概要

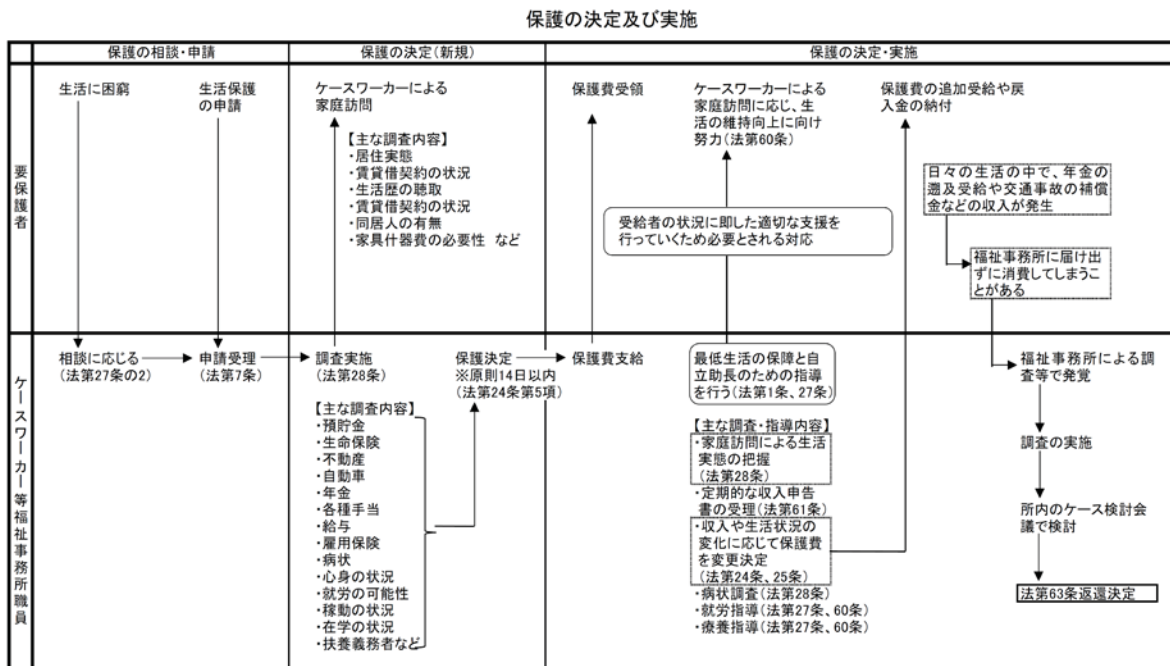
生活保護法第63条による返還金について、法78条による徴収金と同様に被保護者から申出があった場合、保護費と調整をすることが出来るなど早期に法改正を検討し、適切な措置を講じること。

2. 現状と課題

法第63条返還金については、保護費との調整が認められておらず、納付書払等による納入指導を行うものの、納付が滞ることが多く、未納の債権額が増大してしまうのが現状である。例えば、年金の遡及受給や交通事故保険金等の一時的な所得は、本来であれば法第63条返還金として一括で返還すべきものを、すみやかに収入申告せずに消費してしまう事例が後を絶たない。この場合、やむを得ず分割での返還を求めることとなるが、納付書払となるため納付が滞ることが非常に多く、未納の債権額が増大する原因となっている。

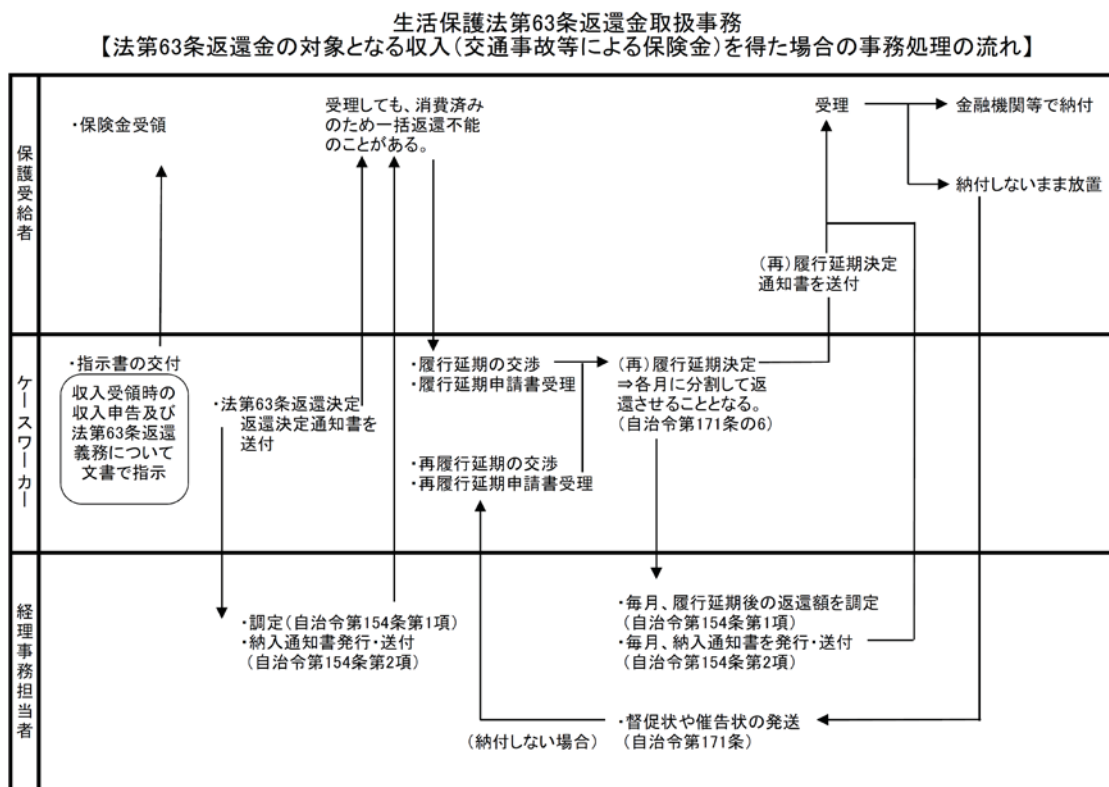
3. 生活保護に係る事務の概要及び被保護者の推移

(1) 生活保護事務の流れ



(2) 法第63条に係る事務の概要

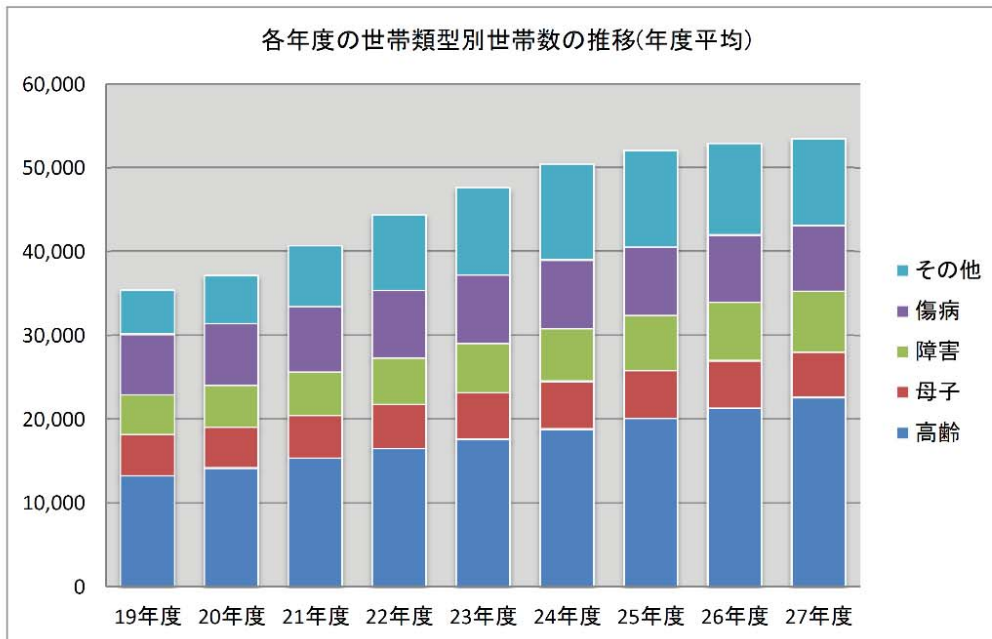
法第63条返還金の決定に際しては、【保護受給者への事実確認(事実を認めない者も多数あり)】【一括・分割による返還方法・回数(折衝)】【納付指導・確認】等様々な事務が発生する。



※保険金の受領を正しく申告せず、のちの資産調査等によりその受領が判明する場合は数多くあり、往々にして既に保険金を消費済みで、一括での納付が困難な状況に陥っている。その場合、止むを得ず履行延期の手続きをし、分割納付として返還させることとなる。

(3) 被保護者の推移及び世帯類型(構成市の例: 次紙参照)

リーマンショック以降保護受給者が急増した。特に稼働能力のある「その他世帯」の増加が目立った。稼働年齢層(15歳以上65歳未満)である世帯類型「その他」の世帯に対しては、就労指導が必要であるが、就労指導を行っても就労に結び付くことは難しく、なかなか保護から脱却できずにいる受給者が多く、ケースワーカーも対応に苦慮している。返還金について、返還者及び未納者の内訳については集計していないが、25年度から27年度までの法第63条決定理由の内訳の3割以上が、「各種年金の遡及受給」であることから高齢者世帯及び障害者世帯が多いと思われる。



各年度の世帯類型別世帯数の推移(年度平均)

	高齢	母子	障害	傷病	その他	合計
19年度	13,267	4,911	4,720	7,189	5,334	35,421
%	37.4%	13.9%	13.3%	20.3%	15.1%	100%
20年度	14,176	4,874	4,938	7,446	5,665	37,100
%	38.2%	13.1%	13.3%	20.1%	15.3%	100%
21年度	15,357	5,059	5,174	7,798	7,262	40,650
%	37.8%	12.4%	12.7%	19.2%	17.9%	100%
22年度	16,461	5,327	5,484	8,050	9,096	44,419
%	37.1%	12.0%	12.3%	18.1%	20.5%	100%
23年度	17,568	5,612	5,836	8,177	10,441	47,633
%	36.8%	11.8%	12.3%	17.2%	21.9%	100%
24年度	18,770	5,754	6,239	8,259	11,418	50,439
%	37.2%	11.4%	12.4%	16.4%	22.6%	100%
25年度	20,086	5,732	6,568	8,177	11,470	52,033
%	38.6%	11.0%	12.6%	15.7%	22.1%	100%
26年度	21,332	5,612	6,950	8,034	10,970	52,898
%	40.3%	10.6%	13.1%	15.2%	20.8%	100%
27年度	22,592	5,432	7,240	7,874	10,354	53,492
%	42.2%	10.2%	13.5%	14.7%	19.4%	100%

※27年度は28年1月末時点での平均

4. 法78条の2が規定されたことによる効果（構成市の例）

27年度決算における原調定に対する収納率について、改正前後を比較すると改正前の法第78条債権の収納率は7.2%。一方、改正後の法第78条債権の収納率は13.9%となっており、ほぼ2倍の収納率となっていることから、法第63条においても収納率の向上が期待できる。

また、法第78条の2については、事前に保護費との調整に関する申出書を徴取していることから、その申出書の存在により徴収金と保護費との調整について、受給者との折衝が比較的円滑に進む効果が生じており、法第63条においても同様の効果が期待できる。

5. 法63条に基づく返還金に関するニーズ・要望

被保護者の中には高齢や疾病等により、納付のために福祉事務所や金融機関の窓口まで出向くことが難しい方もおり、こうした被保護者からは、生活保護費から調整してほしいという依頼を受けることも少なくない。実際に、「毎月納入通知書を金融機関まで持参し納付することが大変」であり、また「納入通知書を紛失してしまう」ので「保護費から天引きしてほしい」と要望があった。

6. 口座振替による課題

口座振替のための手数料以外の課題としては、保護費の支給日と同日付で口座振替を実施したとしても、両処理には若干の時間差が生じるため、振替前に全額保護費を引き出されてしまう場合があり、債権の確保の手法としては不完全である。

また、振替不能になった場合、その未納分を納付書払いにすることとなり債権管理が煩雑となるとともに、結局ケースワーカーによる納付指導・納付確認の事務が生じてしまうことが想定される。

7. まとめ

平成26年度に指定都市全体で新たに法第63条返還金が決定された件数は、約4万件、金額にして110億円を超えている。返還されなければ、納入指導や時効中断措置等の債権管理を行っていくことになり、その事務量は膨大になっている。保護費との調整が可能になれば、事務処理の効率化が図られ、真に必要な支援（被保護者の状況を踏まえた、よりきめ細かな対応）に注力することが可能になると考える。

以上